

(平成24年12月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係

4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間、40年7月から41年3月までの期間及び43年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和40年7月から41年3月まで
③ 昭和43年1月から同年3月まで

私は、申立期間①当時、亡き夫と結婚（昭和39年3月）前で国民年金加入手続や保険料納付については分からないが、夫は国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間②及び③当時は、結婚後で夫か私のどちらかが夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立期間①については、申立人が国民年金保険料を納付していたとしているものの、申立人と結婚（昭和39年3月）前の期間であり、加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人は、既に亡くなっており、申立期間②及び③については、結婚後の期間であるものの、申立人か自身のどちらかが二人分の国民年金保険料を納付していたとするのみで、加入手続時期、保険料の納付時期、納付方法、納付場所及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間①、②及び③に係る国民年金加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人の国民年金手帳記号番号は、1回目は、昭和39年5月7日にA市において、2回目は41年9月6日にB市において、いずれも申立人夫婦連番

で資格取得日を36年4月1日(国民年金制度発足当初)として払い出され、この二つの国民年金手帳記号番号以外に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、それぞれの国民年金手帳記号番号が払い出された頃に申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間①当時は国民年金に未加入であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、1回目の加入手続時期(昭和39年5月)を基準とすると、申立期間①のうち、36年4月から37年3月までの保険料は既に2年の時効により納付することができず、同年4月から39年3月までの保険料は過年度保険料として納付することが可能であったものの、申立人の妻は、前述のとおり、申立人は申立期間①の保険料を納付していたとするのみで、申立期間①のうち、37年4月から39年3月までの保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情を見いだすことができないほか、2回目の加入手続(41年9月)が行われた時点では、申立期間①の保険料は既に時効により納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立期間②及び③については、前述の2回の加入手続時期を基準とすると、現年度保険料あるいは過年度保険料として納付することが可能であったものの、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳によると、申立人夫婦の保険料はともに未納となっており、前述のとおり、申立人か自身のどちらかが二人分の国民年金保険料を納付していたとするのみで、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な証言等を得ることができない。

その上、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳によると、申立期間①、②及び③は未納とされており、いずれの記録にも食い違いは無く、不自然な点も見受けられず、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していた周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間、40年7月から41年3月までの期間及び43年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和40年7月から41年3月まで
③ 昭和43年1月から同年3月まで

私は、申立期間①当時、結婚（昭和39年3月）前で国民年金加入手続や保険料納付については覚えていないが、実家のA市で国民年金保険料を納付していた。申立期間②及び③当時は、結婚後で夫か私のどちらかが夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については、結婚（昭和39年3月）前の期間で実家のA市で国民年金保険料を納付していたとしているが、加入手続時期、保険料の納付時期、納付方法、納付場所及び納付金額は覚えていないとしており、申立期間②及び③については、結婚後の期間であるものの、夫か自身のどちらかが二人分の国民年金保険料を納付していたとするのみで、加入手続時期、保険料の納付時期、納付方法、納付場所及び納付金額については覚えていないことから、申立人の申立期間①、②及び③に係る国民年金加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人の国民年金手帳記号番号は、1回目は、昭和39年5月7日にB市において、2回目は41年9月6日にC市において、いずれも申立人夫婦連番で資格取得日を36年4月1日（国民年金制度発足当初）として払い出され、この二つの国民年金手帳記号番号以外に、申立人に対して別の国民年金手帳記号

番号が払い出された形跡は見当たらないことから、それぞれの国民年金手帳記号番号が払い出された頃に申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間①当時は国民年金に未加入であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、1回目の加入手続時期(昭和39年5月)を基準とすると、申立期間①のうち、36年4月から37年3月までの保険料は既に2年の時効により納付することができず、同年4月から39年3月までの保険料は過年度保険料として納付することが可能であったものの、申立人は、前述のとおり、申立期間①の保険料を納付していたとするのみで、申立期間①のうち、37年4月から39年3月までの保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情を見いだすことができないほか、2回目の加入手続(41年9月)が行われた時点では、申立期間①の保険料は既に時効により納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立期間②及び③については、前述の2回の加入手続時期を基準とすると、現年度保険料あるいは過年度保険料として納付することが可能であったものの、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳によると、申立人夫婦の保険料はともに未納となっており、前述のとおり、夫か自身のどちらかが二人分の国民年金保険料を納付していたとするのみで、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な証言等を得ることができない。

その上、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳によると、申立期間①、②及び③は未納とされており、いずれの記録にも食い違いは無く、不自然な点も見受けられず、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していた周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から6年7月までの期間、同年10月、同年11月、7年7月から同年9月までの期間、9年11月、同年12月、10年4月から同年6月までの期間及び同年10月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から6年7月まで
② 平成6年10月及び同年11月
③ 平成7年7月から同年9月まで
④ 平成9年11月及び同年12月
⑤ 平成10年4月から同年6月まで
⑥ 平成10年10月から11年3月まで

平成3年頃、私は大学生であり、社会保険事務所（当時）から国民年金の書類が送られてきたので、母親がA市B区役所において、在学証明書を提出の上、私の国民年金加入手続を行った。母親は、社会保険事務所から送られてきた納付書により毎月末に同区役所の窓口で納付し、私が9年に結婚してC市に転入してからも、私自身が保険料を納付するようになった11年頃まで保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、加入手続の際に在学証明書を提出したので加入手続時期は申立人が学生の頃であり、保険料は社会保険事務所から送られてきた納付書により毎月末にA市B区役所の窓口で納付していたとしているところ、同市によると、国民年金加入手続において在学証明書の提出を求めることはないとしていること、及び区役所の窓口において社会保険事務所が発行

している納付書により過年度保険料を収納することはできないとしていることから、母親は加入手続及び保険料納付に係る記憶が明確ではなく、加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年10月18日にA市B区で払い出され、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って3年4月1日（従来、任意適用とされていた20歳以上の学生も第1号被保険者として強制適用とされた日）とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間①当時、国民年金に未加入となる上、この加入手続時期を基準とすると、申立期間①に係る保険料は既に2年の時効が成立していることから、母親は保険料を申立期間①当時に納付することはできず、この加入手続時期後に遡って納付することもできなかったと考えられる。

さらに、申立期間②から⑥までについては、オンライン記録によると、平成6年12月から7年6月までの期間（申立期間②の直後であり、申立期間③直前の期間）、同年10月から8年11月までの期間及び9年1月から同年10月までの期間（申立期間③の直後であり、申立期間④直前の期間）、10年1月から同年3月までの期間（申立期間④の直後であり、申立期間⑤直前の期間）及び同年7月から同年9月までの期間（申立期間⑤の直後であり、申立期間⑥直前の期間）の保険料について、9年1月29日以降おおむね月々時効完成日間際に時系列で過年度納付されていることが確認できることから、時効のため保険料を納付できなかった可能性も否定できない。

加えて、その納付時期の頃になると、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なく、申立期間②から⑥までの多数回にわたり、記録誤りが生じたとは考え難い。

その上、申立人は、平成9年に結婚してA市からC市に転居したとしているところ、A市及びC市のいずれの国民年金被保険者名簿においても、申立期間①から⑥までの保険料が納付されたことをうかがわせる形跡はみられず、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年5月まで

夫の国民年金加入手続及び国民年金保険料納付は、夫、夫の事業の税務事務を委託していたことのある二人の税理士又は私のうちのいずれかが行っていたと思う。詳しいことは覚えていないが、私がA金融機関で保険料を納付したこともあったと思うので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、夫の国民年金加入手続及び国民年金保険料納付は、夫、二人の税理士又は自身のうちのいずれかが行っていたと思うとしているものの、i) 申立人及び一人の税理士は既に亡くなっていること、ii) もう一人の税理士は、申立人の事業の税務事務に関与したのは、昭和52年頃からであったと思うとしているため、申立期間に係る加入手続及び保険料納付には関与していないこと、iii) 申立人の妻は、加入手続場所、加入手続時期、納付時期及び納付金額等の具体的な記憶も無いことから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、B市の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金手帳は昭和47年6月20日に発行されたとする記載があり、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者台帳によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は同年7月頃に夫婦連番で同市に払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の加入手続は、国民年金手帳が発行された同年6月頃に初めて同市で行わ

れ、この加入手続の際に同年6月1日を国民年金被保険者資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。これは、上記国民年金被保険者名簿においても、申立人が同日に国民年金被保険者資格を取得したとする記載があることも符合し、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。